

## 市有地売却（先着順）募集要項

### 1 売却物件一覧

区分 番号	物件 番号	所在地	地目	地積 (㎡)	用途区域	予定価格 (最低売却価格)
R7-2-1	1	愛媛県松山市浅海原 甲 542 番 1	宅地	577.04 (公簿)	都市計画区 域外	658 万円
R7-2-2	2	愛媛県松山市浅海原 甲 603 番 6	雑種地	413.00 (公簿)	都市計画区 域外	257 万円
R7-2-3	3	愛媛県松山市新浜町 1103 番、1198 番 1	宅地	1,565.00 (公簿)	市街化区域 第一種住居 地域	3,537 万円
R7-2-4	4	愛媛県松山市南吉田町 1854 番 42	宅地	131.07 (公簿)	市街化区域 第一種住居 地域	493 万円
R7-2-5	5	愛媛県松山市海岸通 1 番 11	宅地	546.03 (公簿)	市街化区域 準工業地域	2,698 万円
R7-2-6	6	愛媛県松山市柳原 646 番 1	宅地	76.91 (公簿)	市街化区域 第一種住居 地域	76 万円

※受付開始日以降は売却済の場合もあります。

### 2 売却の方法

最も早く申込みをされた方へ上記価格で売却します。ただし、同一の日の午前9時時点で複数の申込みがある場合は、抽選により決定します。

### 3 応募申込資格

次のいずれにも該当しない者であること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に定める者又は同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で当該認定をした日から2年を経過しないもの

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号から4号及び第6号に規定する暴力団又は警察当局から排除要請がある者

(3) 市税の滞納がある者

(4) 個人及び法人以外の者

#### 4 応募申込方法

(1) 受付期間 令和8年3月5日（木）から令和8年10月30日（金）  
午前9時から午後5時まで（土・日曜日及び祝日を除く）

(2) 提出先 松山市二番町四丁目7番地2（本館4階）

松山市理財部管財課 財産管理担当

直接ご提出ください。\*郵送での申込みはできません。

(3) 提出書類

[個人の方]

- ・市有地売払申込書
- ・誓約書
- ・住民票（共有で申込みする場合は共有者全員）
- ・身分証明書（共有で申込みする場合は共有者全員）

※本籍地の市町村が発行

- ・市税の完納証明書
- ・印鑑登録証明書
- ・委任状（代理人が申込みする場合）

[法人の方]

- ・市有地売払申込書
- ・誓約書
- ・役員等一覧表
- ・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（共有で申込みする場合は共有者全員）

- ・市税の完納証明書
- ・印鑑証明書（会社法人用）
- ・委任状（代理人が申込みする場合）

（注）各種証明書は申込日から3ヶ月以内に発行されたものに限りません。なお、提出書類は返還できません。

## 5 契約の締結

- （1）書類選考後、売払決定通知書を交付します。
- （2）売買契約は、売払決定通知書の発送日から10日以内に別紙契約書（案）により締結します。
- （3）売買契約は申込者名義で締結します。
- （4）売買代金の支払方法は、契約締結時に一括納付する方法と、契約締結時に売買価格の10分の1以上の契約保証金を納入し、残りの売買代金は契約締結日から起算して30日以内の日（土・日曜日及び祝日を除く）までに納入する方法があります。なお、契約保証金は売買代金へ充当することができます。
- （5）契約書に貼付する収入印紙は申込者の負担です。

## 6 所有権の移転等

- （1）売買代金の納入があったとき所有権が移転するものとし、物件を現状のまま引渡します。
- （2）所有権移転及び買戻し特約登記の嘱託は市で行います。
- （3）所有権移転に必要な登録免許税は申込者の負担です。

## 7 契約上の特約

ア 契約締結の日から10年間、売払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売払う土地の所有権を第三者に移

転し、若しくは売払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 契約締結の日から10年間、売払う土地を暴対法に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ 契約締結の日から10年以内に、売払う土地の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間についてア及びイの用途の制限を当該第三者に書面によって承継させなければならない。

エ アからウのいずれかの条件に違反した場合は、市の定める金額を違約金として市に支払わなければならない。

オ アからウのいずれかの条件に違反した場合は、市は売払った土地を買い戻すことができるものとし、当該土地の所有権移転登記と同時に買戻特約登記を行います。

## 8 その他注意事項

- (1) 建物の建築には建築基準法等の規制がある場合がありますので事前にご確認ください。
- (2) 現地案内及び説明会は行いません。測量図面等必要な場合は管財課までお問合わせください。
- (3) 契約を辞退又は解除することになった場合、契約保証金は市に帰属しますのでご注意ください。

## 9 問合せ先

松山市理財部管財課 財産管理担当 電話 (089) 948-6255